

障がい児保育等認定手続き

1. 利用（入所）前児童の場合

※ 区)保健福祉部長より「**観察保育実施依頼書**」(様式1-1)が届く

各施設で作成

依頼を受けたら、観察保育（保護者と一緒に保育体験をする）を実施し、「**行動観察報告書**」(様式1-2)を作成する。

・「**行動観察報告書**」(様式1-2)

※観察期間の状況に応じて児童の姿を記入する。

以下、各区子ども家庭福祉係職員と協議・相談の上、必要な場合がある。

保護者から提出

- ・各種手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）
- ◎手帳を所持していない場合
- ・判定書（児童相談所）若しくは、**診断書（別表2）**（札幌市障がい児保育等事業にかかわる判定・療育関係機関18か所のもの）
- ・児童相談所に行く場合には、書類が保護者以外に渡るため**同意書（様式1-6）**が必要

提出先 各施設→（区健康・子ども課子ども家庭福祉係「区保健福祉部長又は、区保健担当部長あて」）

2. 在籍(既利用)児童の場合

各施設で作成

・障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）**依頼書（様式1-3）**
※右上の日付は、記入日とする。

・「**既利用児童の行動観察報告書**」(様式1-4)

※観察期間は、最近の姿（1か月程度）を記入することとする。

保護者から提出

- ・各種手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）
- ◎手帳を所持していない場合
- ・判定書（児童相談所）若しくは、**診断書（別表2）**（札幌市障がい児保育等事業にかかわる判定・療育関係機関17か所のもの）
- ・児童相談所に行く場合には、書類が保護者以外に渡るため**同意書（様式1-6）**が必要

提出先 各施設→（区健康・子ども課子ども家庭福祉係「区保健福祉部長又は、区保健担当部長あて」）

※ 対象児童が転園・認定解除・退所となった場合には、**速やかに**区健康・子ども課子ども家庭福祉係に報告すること